

2025 年 10 月作成

【種別変更にもなう弁済業務保証金分担金追加納付の流れ】

1. 以下の書類を当協会へメールにてご提出ください。
 - ①変更登録通知書の写し
 - ②旅行業者登録簿の写し
 - ③変更登録申請書に添付した”旅行業務に係る事業の計画(3)”の項（取扱商品の欄）の写し
2. 提出書類を確認後、当協会より「弁済業務保証金分担金納付書（兼請求書）」をメールにて交付いたします。

指定された期日までに弁済業務保証金分担金を納付（振込）ください。

※郵送での交付はございません。

※ネットバンキングを含む、通常のお振込対応で問題ございません。
3. 入金確認後、当協会より「弁済業務保証金分担金納付書(登録行政庁提出用、控え)」をメールにて交付いたします。

※郵送での交付はございません。
4. 登録行政庁へ「弁済業務保証金分担金納付書(登録行政庁提出用)」をご提出ください。

※代表者印を押していただく箇所がございます。

上記1～4の手続きは、**変更登録日から14日以内**に完了する必要があります。

2025 年 10 月作成

【種別変更にもなう弁済業務保証金分担金返還請求の流れ】

1. 下記の 3 点の書類を当協会へメール添付にてお送りください。
 - ・変更登録通知書の写し
 - ・旅行業者登録簿の写し
 - ・変更登録申請書に添付した”旅行業務に係る事業の計画(3)”の項（取扱商品の欄）の写し
2. 当協会にて提出書類を確認後、下記の書類を記入例とともにメール添付にてお送りいたします。印刷し、記入&捺印をしてください。
 - ・弁済業務保証金分担金返還請求書（正・副各 1 枚）
3. 下記の 3 点の書類を当協会へ郵送にてご提出ください。
 - ・弁済業務保証金分担金返還請求書（正・副各 1 枚）
 - ※2.で作成したものを、正・副ともに当協会へご提出ください。
 - ・貴社の印鑑証明書 ※3 ヶ月以内発行の原本
 - ・貴社の履歴事項全部証明書 ※3 ヶ月以内発行の原本

<ご提出先>

〒100-0013

東京都千代田区霞が関 3-3-3 全日通霞が関ビル 3 階

一般社団法人日本旅行業協会 弁済業務担当宛

4. 郵送での書類を受理後、官報掲載の手続きを当協会にて行います。
官報への公告掲載日が決定しましたら、当協会より郵送にて通知いたします。
弁済業務保証金分担金の返還につきましては、官報掲載日より 6 ヶ月経過後、
観光庁へ取戻しのための証明書を申請し、下附された後、法務局へ申請しますので
実際にご返金になるまで、官報掲載日より約 8 ヶ月を要します。